

国際法（公務員試験対策 1 冊で合格シリーズ 7） * 正誤表

3 刷への重版にあたり以下の点を訂正させていただきました。
お詫びして訂正させていただきます。

80 頁「(2)設置」の表を、以下のように訂正する（が変更のある部分）。

（誤）

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
開設	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	外交関係の断絶は領事関係の断絶をもたらさない。外交関係がない場合にも領事関係を設定することは可能である。
長の派遣	(略)	(略)	2 条 3 項	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
職員の派遣	(略)	(略)	(略)	(略)
終了	(略)	(略)	(略)	(略)
ペルソナ・ノン・グラータ (略)	(略)	(略)	(略)	領事機関の長もしくはは（以下、略）

（正）

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
開設	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	外交関係の断絶は領事関係の断絶をもたらさない。外交関係がない場合にも領事関係を設定することは可能である。
長の派遣	(略)	(略)	11 条	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
職員の派遣	(略)	(略)	(略)	(略)
終了	(略)	(略)	(略)	(略)
ペルソナ・ノン・グラータ (略)	(略)	(略)	(略)	接受国は、領事機関の長もしくはは（以下、略）

81-82 頁「(3)特権免除（機関）」の表を、以下のように訂正する。

（誤）

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
根拠		(略)		(略)
公館の不可侵	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	31 条 3 項	(略)
	22 条 2 項	(略)	31 条 3 項	公館、公館内の用具類とその他の財産、領事機関の輸送手段は、領事任務の遂行の妨げになることをさげ、かつ「迅速、

				十分かつ有効な補償」を支払うことを条件として、接受国の国防または公益事業の目的のために収用される場合がある。
公文書	(略)	(略)	(略)	(略)
公用通信	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
接受国の便益供与	(略)	(略)	(略)	(略)
公館設置のための便宜	(略)	(略)	(略)	(略)
移動・旅行の自由	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)

(正)

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
根拠		(略)		(略)
公館の不可侵	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	31条2項	(略)
	22条2項	(略)	31条3項	公館の不可侵を保証するため、接受国は公館を保護する特別の義務を負っている。
	22条3項	公館、公館内の用具類その他の財産および使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押えまたは強制執行を免除される。	31条4項	公館、公館内の用具類でその他の財産、領事機関の輸送手段は、領事任務の遂行の妨げになることをさけ、かつ「迅速、十分かつ有効な補償」を支払うことを条件として、接受国の国防または公益事業の目的のために収用される場合がある。
公文書	(略)	(略)	(略)	(略)
公用通信	(略)	(略)	(略)	(略)
	27条3項	外交封印袋は開きまたは留置することができない。	(略)	(略)
接受国の便益供与	(略)	(略)	(略)	(略)
公館設置のための便宜	(略)	(略)	(略)	(略)
移動・旅行の自由	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)

82-83頁「(4)特権免除(外交官・領事官)」の表を、以下のように訂正する。

(誤)

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
根拠		(略)		(略)
待遇の程度		(略)		(略)
待遇の程度		通常の外国人以上に特別に手厚く保護され		通常の外国人以上の待遇を受けるが、外交官に比べてある程度制限されている。

		る。		
身体の不可侵	(略)	(略)	(略)	(略)
裁判権免除	(略)	(略)	(略)	(略)
証言	(略)	(略)	(略)	(略)
免除の放棄	(略)	(略)	(略)	(略)
強制処分	(略)	(略)	(略)	(略)
社会保障	(略)	(略)	(略)	(略)
課税	33条	(略)	(略)	
関税および検査	(略)		(略)	(略)
役務	(略)	(略)	(略)	(略)
特権免除の享有期間の開始	(略)	(略)	(略)	(略)
特権免除の享有期間の終了	(略)	(略)	(略)	(略)

(正)

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
根拠		(略)		(略)
待遇の程度		(略)		(略)
身体の不可侵	(略)	(略)	(略)	(略)
住居等の不可侵	30条	外交官の個人的住居、書類、通信も不可侵。一定の場合を除き財産も不可侵。		規定なし(認められない)
裁判権免除	(略)	(略)	(略)	(略)
証言	(略)	(略)	(略)	(略)
免除の放棄	(略)	(略)	(略)	(略)
強制処分	(略)	(略)	(略)	(略)
社会保障	(略)	(略)	(略)	(略)
課税	34条	(略)	(略)	免除
関税および検査	(略)	免除	(略)	(略)
役務	(略)	(略)	(略)	(略)
特権免除の享有期間の開始	(略)	(略)	(略)	(略)
特権免除の享有期間の終了	(略)	(略)	(略)	(略)

83-84頁「(5)特権免除(家族その他の職員)」の表を、以下のように訂正する。

(誤)

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
家族	(略)	(略)	(略)	(略)
事務および技術職員とその家族	37条1項	(略)	(略)	(略)
役務職員	(略)	(略)	(略)	(略)
個人的使用人	(略)	(略)	(略)	(略)

(正)

	外交関係に関するウィーン条約		領事関係に関するウィーン条約	
家族	(略)	(略)	(略)	(略)
事務および 技術職員と その家族	37条2 項	(略)	(略)	(略)
役務職員	(略)	(略)	(略)	(略)
個人的使用 人	(略)	(略)	(略)	(略)

288 頁 左段 10 行目

「軍隊……84」を「軍隊……85」に訂正する。